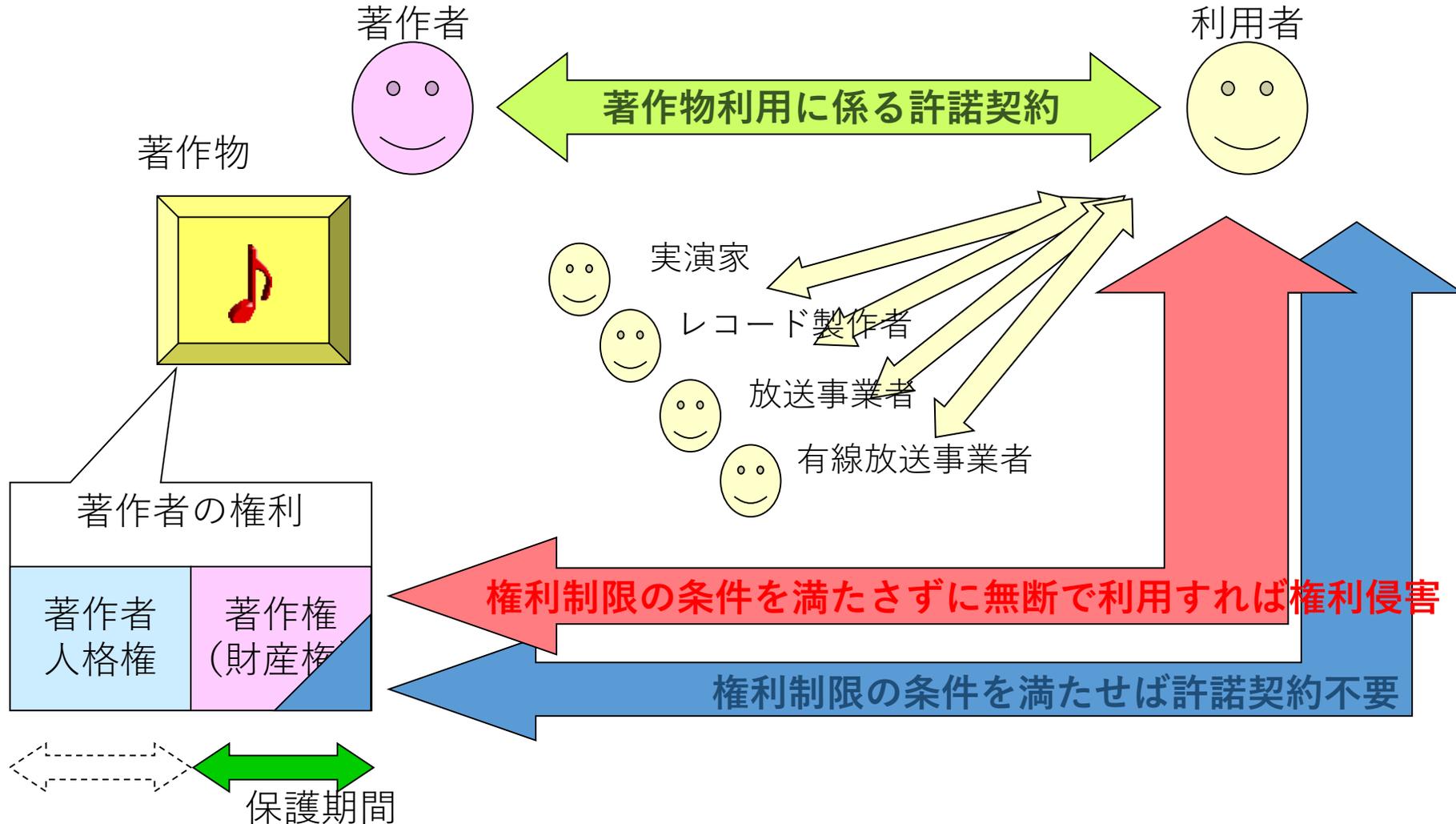


障害者等の利用に配慮した 近年の著作権制度の改正に ついて

令和元年度 国立大学図書館協会近畿地区協会研修会
令和元年12月20日（金）
於・神戸大学

大和 淳（福岡教育大学）

著作権制度の全体像



著作者の権利の内容

著作者人格権	公表権	未公表の著作物を公表するかしないか
	氏名表示権	公表時に著作者名をどう表示するか
	同一性保持権	意に反した改変を受けない
著作権 (財産権)	複製権	ビデオ化, CD化, 出版, 社内コピー, 電子媒体 (メモリ等) への蓄積, 手写
	上演権・演奏権	(公衆に直接見せ, 又は聞かせることを目的とした) 脚本の舞台公演, コンサート
	上映権	(公衆に直接見せ, 又は聞かせることを目的とした) 映画の興行, プロジェクタでの映示
	公衆送信権 (送信可能化権) ・ 公の伝達権	テレビ放送, ラジオ放送, 再放送, ネット配信, ホームページ掲載, メールマガジン, パブリックビューイング
	口述権	(公衆に直接見せ, 又は聞かせることを目的とした) 読み聞かせの会 (言語の著作物のみ)
	展示権	(公衆に直接見せ, 又は聞かせることを目的とした) 展覧会 (美術・写真の著作物の原作品のみ)
	頒布権	映画配給, ビデオレンタル, セルビデオ
	譲渡権	書籍やCD等の (最初の) 販売・転売
	貸与権	CDレンタル, 貸本
	翻訳権・翻案権等	小説の翻訳, コミックのドラマ化, 吹き替え, 脚色
	二次的著作物利用権	翻訳物等の複製, 上演・演奏, 上映, 公衆送信, 口述, 頒布, 貸与等

ソフト（コンテンツ）提供メディアの拡大

障害者基本法改正（2004）
（障害を理由とした差別の禁止）

障害者権利条約（2007）

障害者等の著作物利用機会促進条約（2018）

障害者基本法改正（2011）
（合理的配慮の義務）

（発明，民生用の開発，普及などの時期にはズレがある）



1880～	1900～	1920～	1940～	1960～	1980～	2000～	2020～
出版物（活版印刷術，15世紀）	写真（19世紀）	映画（サイレント）	映画（トーキー）	ラジオ	レコード（LP，EP）	テレビ	ケーブルテレビ（当初は難視聴解消）
					ビデオ・カセット	レコード	オーディオ
						デジタル	オーディオ
						衛星放送	レコード
						コンパクト・ディスク	オーディオ
						家庭用ゲーム機	オーディオ
						インターネット	オーディオ
						（ブロードバンド化）	オーディオ
						携帯電話	オーディオ
						スマートフォン	オーディオ
						地上波デジタル放送	オーディオ
						スマートフォンの登場	オーディオ
						タブレット	オーディオ
						SNS	オーディオ

デジタル技術，ネットワーク技術の発達

複製の容易化

加工の容易化

発信の容易化

権利の整備と利用の円滑化を図るための法改正

（人工知能（AI）による創作・伝達？）

最近の著作権法改正の概要

TPP12については2016年に改正済み（TPP11に変更して2019年から施行）

環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律

- ◎ 「技術的利用制限手段」に関する規定
アクセスコントロールの回避等に関する措置
- ◎ 保護期間の延長
50年から70年に
- ◎ 親告罪の例外
有償著作物のデッドコピー等については、非親告罪
- ◎ 配信音源の放送二次使用料請求権（実演家、レコード製作者）
商業用レコードのほか、送信可能化された音源の放送にも適用

著作権法の一部を改正する法律

- ◎ デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定
（後半で解説）
- ◎ 教育の情報化の推進に対応した権利制限規定
授業目的公衆送信補償金制度

学校教育法等の一部を改正する法律

- ◎ デジタル教科書
教科用図書代替教材

障害者の利用に係る著作権法等の改正の経緯

現行法（昭和45年全部改正）立法当時

（点字による複製等）

第37条 公表された著作物は、盲人用の点字により複製することができる。

2 点字図書館その他の盲人の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいては、もっぱら盲人向けの貸し出しの用に供するために、公表された著作物を録音することができる。

（出所の明示）

第48条 次の各号に掲げる場合には、当該各号に規定する著作物の出所を、その複製又は利用の態様に応じ合理的と認められる方法及び程度により、明示しなければならない。

一 …第37条…の規定により著作物を複製する場合

（著作隣接権の制限）

第102条 …第37条第2項…の規定は、著作隣接権の目的となっている実演、レコード、放送又は有線放送の利用について準用…する。

2 前項において準用する…第37条第2項…の規定により実演若しくはレコード又は放送若しくは有線放送に係る音若しくは映像…を複製する場合において、その出所を明示する慣行があるときは、これらの複製の態様に応じ合理的と認められる限り、明示しなければならない。

この時点では、聴覚障害者に対する制限規定なし

障害者の利用に係る著作権法等の改正の経緯

著作権法施行令

(著作物等の録音が認められる施設)

第2条 法第37条第2項（法第102条第1項において準用する場合を含む。）の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 児童福祉法第7条の知的障害児施設及び盲ろうあ児施設で国，地方公共団体又は公益法人が設置するもの（もっぱら盲児を入所させるものに限る。）
- 二 身体障害者福祉法第5条第1項の身体障害者更生施設（専ら盲人を入所させるものに限る。）及び視聴覚障害者情報提供施設（点字刊行物及び盲人用の録音物を盲人の利用に供するもの並びに点字刊行物を出版するものに限る。）で国，地方公共団体又は公益法人が設置するもの
- 三 学校図書館法第2条の学校図書館で，学校教育法第1条の盲学校に設置されたもの
- 四 老人福祉法第5条の3の老人福祉施設（専ら盲人を収容するものに限る。）
- 五 学校教育法第1条の大学（専ら盲人を入学させる学部又は学科を置くものに限る。）に設置された図書館及びこれに類する施設の全部又は一部で，録音物を専ら当該学部又は学科の学生の利用に供するものとして文化庁長官が指定するもの

平成5年政令改正で第5号追加
「筑波技術短期大学視覚部図書館」を指定

放送法（平成9年改正）

（国内放送等の放送番組の編集等）

第4条（第1項 略）

2 放送事業者は、テレビジョン放送による国内放送等の放送番組の編集に当たっては、静止し、又は移動する事物の瞬間的影像を視覚障害者に対して説明するための音声その他の音響を聴くことができる放送番組及び音声その他の音響を聴覚障害者に対して説明するための文字又は図形を見ることができ放送番組をできる限り多く設けなければならない。

解説放送（副音声）

字幕放送

障害者の利用に係る著作権法等の改正の経緯

平成12年法改正

点字パソコン

(点字による複製等)

第37条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む。次項において同じ。）を行うことができる。

3 点字図書館その他の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいては、専ら視覚障害者向けの貸出しの用に供するために、公表された著作物を録音することができる。

用語の改正

(聴覚障害者のための自動公衆送信)

第37条の2 聴覚障害者の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものは、放送され、又は有線放送される著作物について、専ら聴覚障害者の用に供するために、当該著作物に係る音声を文字にしてする自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行うことができる。

リアルタイム字幕

障害者の利用に係る著作権法等の改正の経緯

用語の改正

著作権法施行令（平成12年改正）

（著作物等の録音が認められる施設）

第2条 法第37条第3項（法第102条第1項において準用する場合を含む。）の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 児童福祉法第7条の知的障害児施設（専ら視覚障害を併せ有する児童を入所させるものに限る。）及び盲ろうあ児施設（専ら同法第43条の2の盲児を入所させるものに限る。）で国，地方公共団体又は公益法人が設置するもの
- 二 身体障害者福祉法第5条第1項の身体障害者更生施設（専ら視覚障害者を入所させるものに限る。）及び視聴覚障害者情報提供施設（点字刊行物及び視覚障害者用の録音物を視覚障害者の利用に供するもの並びに点字刊行物を出版するものに限る。）で国，地方公共団体又は公益法人が設置するもの
- 三 学校図書館法第2条の学校図書館で，学校教育法第1条の盲学校に設置されたもの
- 四 老人福祉法第5条の3の老人福祉施設（専ら視覚障害者を収容するものに限る。）
- 五 学校教育法第1条の大学（専ら視覚障害者を入学させる学部又は学科を置くものに限る。）に設置された図書館及びこれに類する施設の全部又は一部で，録音物を専ら当該学部又は学科の学生の利用に供するものとして文化庁長官が指定するもの

障害者の利用に係る著作権法等の改正の経緯

著作権法施行令（平成12年改正）

（聴覚障害者のための自動公衆送信が認められる施設）

第2条の2 法第37条の2の政令で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 身体障害者福祉法第5条第1項の視聴覚障害者情報提供施設（聴覚障害者用の録画物を製作し、又はこれを聴覚障害者の利用に供するものに限る。）を設置する者（国，地方公共団体又は公益法人に限る。）
- 二 前号に掲げる者のほか，聴覚障害者のために情報を提供を行う事業を行う公益法人のうち，聴覚障害者のための自動公衆送信に係る技術的能力及び経理的基礎その他の事情を勘案して聴覚障害者のための自動公衆送信を的確かつ円滑に行うことができるものとして文化庁長官が指定するもの

無料又は低額な料金で，点字刊行物，視覚障害者用の録音物，聴覚障害者用の録画物その他各種情報を記録した物であって専ら視聴覚障害者が利用するものを製作し，若しくはこれらを視聴覚障害者の利用に供し，又は点訳若しくは手話通訳等を行う者の養成若しくは派遣その他の便宜を供与する施設

「財団法人日本障害者リハビリテーション協会」
「社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会」
を指定

障害者の利用に係る著作権法等の改正の経緯

平成18年法改正

(点字による複製等)

第37条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む。次項において同じ。）を行うことができる。

3 点字図書館その他の視覚障害者の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものにおいては、公表された著作物について、専ら視覚障害者向けの貸出しの用若しくは自動公衆送信（送信可能化を含む。以下この項において同じ。）の用に供するために、録音し、又は専ら視覚障害者の用に供するために、その録音物を用いて自動公衆送信を行うことができる。

(聴覚障害者のための自動公衆送信)

第37条の2 聴覚障害者の福祉の増進を目的とする施設で政令で定めるものは、放送され、又は有線放送される著作物（放送される著作物が自動公衆送信される場合の当該著作物を含む。以下この条において同じ。）について、専ら聴覚障害者の用に供するために、当該放送され、又は有線放送される著作物に係る音声を文字にしてする自動公衆送信（送信可能化のうち、公衆の用に供されている電気通信回線に接続している自動公衆送信装置に情報を入力することによるものを含む。）を行うことができる。

録音だけでなく、インターネットを通じて視覚障害者に音声データを送信できるようになった

インターネットで同時再送信される放送番組へのリアルタイム字幕

障害者の利用に係る著作権法等の改正の経緯

平成21年法改正

(視覚障害者等のための複製等)

第37条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む。次項において同じ。）を行うことができる。

3 視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下この項及び第102条第4項において「視覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であって、視覚によりその表現が認識される方式（視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第4項において「視覚著作物」という。）について、専ら視覚障害者等で当該方式によっては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第79条の出版権の設定を受けた者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

音訳、拡大図書、DAISY、
布の絵本、立体絵本、色を
変更した書籍など

障害者の利用に係る著作権法等の改正の経緯

平成21年法改正

(聴覚障害者のための自動公衆送信)

- 第37条の2** 聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者（以下この条及び次条第5項において「聴覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で次の各号に掲げる利用の区分に応じて政令で定めるものは、公表された著作物であって、聴覚によりその表現が認識される方式（聴覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この条において「聴覚著作物」という。）について、専ら聴覚障害者等で当該方式によっては当該聴覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、それぞれ当該各号に掲げる利用を行うことができる。ただし、当該聴覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第79条の出版権の設定を受けた者により、当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。
- 一 当該聴覚著作物に係る音声について、これを文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うこと。
 - 二 専ら当該聴覚障害者等向けの貸出しの用に供するため、複製すること（当該聴覚著作物に係る音声を文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による当該音声の複製と併せて行うものに限る。）。

リアルタイム字幕だけでなく、複製（字幕データの固定）も可

貸出し用字幕入りビデオの作成

障害者の利用に係る著作権法等の改正の経緯

平成26年法改正

(視覚障害者等のための複製等)

第37条 公表された著作物は、点字により複製することができる。

2 公表された著作物については、電子計算機を用いて点字を処理する方式により、記録媒体に記録し、又は公衆送信（放送又は有線放送を除き、自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む。次項において同じ。）を行うことができる。

3 視覚障害者その他視覚による表現の認識に障害のある者（以下この項及び第102条第4項において「視覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは、公表された著作物であって、視覚によりその表現が認識される方式（視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第4項において「視覚著作物」という。）について、専ら視覚障害者等で当該方式によっては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うことができる。ただし、当該視覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第79条の著作権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

出版権者等により視覚障害者等が利用するために必要な方式で公衆への提供が行われている場合を権利制限の対象から除いた。

障害者の利用に係る著作権法等の改正の経緯

平成26年法改正

出版権者等により聴覚障害者等が利用するために必要な方式で公衆への提供が行われている場合を権利制限の対象から除いた。

(聴覚障害者等のための複製等)

第37条の2 聴覚障害者その他聴覚による表現の認識に障害のある者（以下この条及び次条第5項において「聴覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で次の各号に掲げる利用の区分に応じて政令で定めるものは、公表された著作物であって、聴覚によりその表現が認識される方式（聴覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され、又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で、当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され、又は提示されているものを含む。以下この条において「聴覚著作物」という。）について、専ら聴覚障害者等で当該方式によっては当該聴覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において、それぞれ当該各号に掲げる利用を行うことができる。ただし、当該聴覚著作物について、著作権者又はその許諾を得た者若しくは第79条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により、当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は、この限りでない。

- 一 当該聴覚著作物に係る音声について、これを文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式により、複製し、又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を行うこと。
- 二 専ら当該聴覚障害者等向けの貸出しの用に供するため、複製すること（当該聴覚著作物に係る音声文字にすることその他当該聴覚障害者等が利用するために必要な方式による当該音声の複製と併せて行うものに限る。）。

障害者の利用に係る著作権法等の改正の経緯

盲人，視覚障害者その他の**印刷物の判読に障害のある者**が発行された著作物を利用する機会を促進するためのマラケシュ条約 (2018年10月加入書寄託，2019年1月日本について発効)

第3条 受益者

受益者は，他の障害の有無を問わず，次のいずれかに該当する者である。

- (a) 盲人である者
- (b) 視覚障害又は知覚若しくは読字に関する障害のある者であって，そのような障害のない者の視覚的な機能と実質的に同等の視覚的な機能を与えるように当該障害を改善することができないため，印刷された著作物を障害のない者と実質的に同程度に読むことができないもの
- (c) (a)及び(b)に掲げる者のほか，身体的な障害により，書籍を持つこと若しくは取り扱うことができず，又は読むために通常受入れ可能な程度に目の焦点を合わせることもしくは目を動かすことができない者

第4条 利用しやすい様式の複製物に関する国内法令上の制限及び例外

- 1 (a) 締約国は，**受益者のために著作物を利用しやすい様式の複製物の形態で利用可能とすることを促進するため，自国の著作権法において，著作権に関する世界知的所有権機関条約に定める複製権，譲渡権及び公衆の使用が可能となるような状態に置く権利の制限又は例外について定める。国内法令に定める制限又は例外については，著作物を代替的な様式で利用しやすいものとするために必要な変更を認めるものとすべきである。**
- (b) 締約国は，受益者が著作物を利用する機会を促進するため，公に上演し，及び演奏する権利の制限又は例外を定めることができる。
- 2 締約国は，自国の著作権法において次の (a) 及び (b) に規定する制限又は例外を定めることにより，1に規定する全ての権利について1の規定を実施することができる。
 - (a) **権限を与えられた機関は，次の全ての要件が満たされる場合には，著作物について，その著作権者の許諾を得ることなく，利用しやすい様式の複製物を作成すること，利用しやすい様式の複製物を他の権限を与えられた機関から入手すること及びあらゆる手段（非商業的な貸与及び有線又は無線の方法による電子的な伝達を含む。）により受益者にこれらの複製物を提供すること並びにこれらの目的を達成するためにあらゆる中間的な措置をとることが認められる。**

障害者の利用に係る著作権法等の改正の経緯

平成30年法改正

マラケシュ条約対応（視覚障害以外の障害を持つ者にも対応）

点字パソコンへの入力，蓄積，送信

大学の図書館その他これに類する施設

（点字による複製等）

第37条 公表された著作物は，点字により複製することができる。

2 公表された著作物については，電子計算機を用いて点字を処理する方式により，記録媒体に記録し，又は公衆送信（放送又は有線放送を除き，自動公衆送信の場合にあっては送信可能化を含む。次項において同じ。）を行うことができる。

3 視覚障害その他の障害により視覚による表現の認識が困難な者（以下この項及び第102条第4項において「視覚障害者等」という。）の福祉に関する事業を行う者で政令で定めるものは，公表された著作物であって，視覚によりその表現が認識される方式（視覚及び他の知覚により認識される方式を含む。）により公衆に提供され，又は提示されているもの（当該著作物以外の著作物で，当該著作物において複製されているものその他当該著作物と一体として公衆に提供され，又は提示されているものを含む。以下この項及び同条第4項において「視覚著作物」という。）について，専ら視覚障害者等で当該方式によっては当該視覚著作物を利用することが困難な者の用に供するために必要と認められる限度において，当該視覚著作物に係る文字を音声にすることその他当該視覚障害者等が利用するために必要な方式により，複製し，又は公衆送信を行うことができる。ただし，当該視覚著作物について，著作権者又はその許諾を得た者若しくは第79条の出版権の設定を受けた者若しくはその複製許諾若しくは公衆送信許諾を得た者により，当該方式による公衆への提供又は提示が行われている場合は，この限りでない。

メール送信やFAX送信（特定少数の者以外の者に対して，求めに応じて自動的に行うものでないもの）も権利制限の対象に拡大

書籍を保持できない者のための特別な形態への複製，音訳データのメールによる公衆送信

障害者の利用に係る著作権法等の改正の経緯

平成30年法改正

(営利を目的としない上演等)

第38条 (第1項～第4項 略)

5 映画フィルムその他の視聴覚資料を公衆の利用に供することを目的とする視聴覚教育施設その他の施設（営利を目的として設置されているものを除く。）で政令で定めるもの及び聴覚障害者等の福祉に関する事業を行う者で前条の政令で定めるもの（同条第2号に係るものに限り、営利を目的として当該事業を行うものを除く。）は、公表された映画の著作物を、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物の貸与により頒布することができる。この場合において、当該頒布を行う者は、当該映画の著作物又は当該映画の著作物において複製されている著作物につき第26条に規定する権利を有する者（第28条の規定により第26条に規定する権利と同一の権利を有する者を含む。）に相当な額の補償金を支払わなければならない。

障害者の利用に係る著作権法等の改正の経緯

著作権法施行令（平成30年法改正関連）

（視覚障害者等のための複製等が認められる者）

第2条 法第37条第3項（法第86条第1項及び第3項並びに第102条第1項において準用する場合を含む。）の政令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 次に掲げる施設を設置して視覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者（イ、ニ又はチに掲げる施設を設置する者にあつては国，地方公共団体又は一般社団法人等，ホに掲げる施設を設置する者にあつては地方公共団体，公益社団法人又は公益財団法人に限る。）

イ 児童福祉法第7条第1項の障害児入所施設及び児童発達支援センター

ロ **大学等の図書館及びこれに類する施設**

ハ 国立国会図書館

ニ 身体障害者福祉法第5条第1項の視聴覚障害者情報提供施設

ホ 図書館法第2条第1項の図書館（司書等が置かれているものに限る。）

ヘ 学校図書館法第2条の学校図書館

ト 老人福祉法第5条の3の養護老人ホーム及び特別養護老人ホーム

チ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第11項に規定する障害者支援施設及び同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護，同条第12項に規定する自立訓練，同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。）を行う施設

（第2号，第3号，第2項 略）

障害者の利用に係る著作権法等の改正の経緯

著作権法施行令（平成30年法改正関連）

（聴覚障害者等のための複製等が認められる者）

第2条の2 法第37条の2（法第86条第1項及び第3項並びに第102条第1項において準用する場合を含む。）の政令で定める者は、次の各号に掲げる利用の区分に応じて当該各号に定める者とする。

一 法第37条の2第1号（法第86条第1項及び第3項において準用する場合を含む。）に掲げる利用 次に掲げる者

イ 身体障害者福祉法第5条第1項の視聴覚障害者情報提供施設を設置して聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者（国，地方公共団体又は一般社団法人等に限る。）

ロ イに掲げる者のほか，聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う法人のうち，聴覚障害者等のための複製又は自動公衆送信（送信可能化を含む。）を的確かつ円滑に行うことができる技術的能力，経理的基礎その他の体制を有するものとして文化庁長官が指定するもの

二 法第37条の2第2号（法第86条第1項及び第102条第1項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に掲げる利用 次に掲げる者（法第37条の2第2号の規定の適用を受けて作成された複製物の貸出しを文部科学省令で定める基準に従って行う者に限る。）

イ 次に掲げる施設を設置して聴覚障害者等のために情報を提供する事業を行う者（（2）に掲げる施設を設置する者にあつては国，地方公共団体又は一般社団法人等，（3）に掲げる施設を設置する者にあつては地方公共団体，公益社団法人又は公益財団法人に限る。）

（1） **大学等の図書館及びこれに類する施設**

（2） 身体障害者福祉法第5条第1項の視聴覚障害者情報提供施設

（3） 図書館法第2条第1項の図書館（司書等が置かれているものに限る。）

（4） 学校図書館法第2条の学校図書館

学校教育法（平成30年法改正）

障害を持つ児童生徒に対して、デジタル教科書以外の機能をもつ代替教材を使用させる場合

第34条 小学校においては、文部科学大臣の検定を経た教科用図書又は文部科学省が著作の名義を有する教科用図書を使用しなければならない。

2 前項に規定する教科用図書（以下この条において「教科用図書」という。）の内容を文部科学大臣の定めるところにより記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）である教材がある場合には、同項の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、児童の教育の充実を図るため必要があると認められる教育課程の一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。

3 前項に規定する場合において、視覚障害、発達障害その他の文部科学大臣の定める事由により教科用図書を使用して学習することが困難な児童に対し、教科用図書に用いられた文字、図形等の拡大又は音声への変換その他の同項に規定する教材を電子計算機において用いることにより可能となる方法で指導することにより当該児童の学習上の困難の程度を低減させる必要があると認められるときは、文部科学大臣の定めるところにより、教育課程の全部又は一部において、教科用図書に代えて当該教材を使用することができる。

4 教科用図書及び第2項に規定する教材以外の教材で、有益適切なものは、これを使用することができる。

5 第1項の検定の申請に係る教科用図書に関し調査審議させるための審議会等（国家行政組織法第8条に規定する機関をいう。以下同じ。）については、政令で定める。

その他の権利制限規定の要点

第30条	私的使用のための複製	個人的な（閉鎖的空間における）使用のためのコピー
第30条の2	付随対象著作物の利用	いわゆる「写り込み」
第30条の3	検討の過程における利用	許諾を得る前の検討段階での利用
第30条の4	著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用 (※)	従来の「著作物の利用に係る技術開発・実用化の試験のための利用」「電子計算機による情報解析のための複製」の規定を適用していた行為に「サイバーセキュリティ確保等のためのソフトウェアの調査解析」「その他人の知覚による認識を伴わない利用」を加え、複製・公衆送信等の利用方法の別を問わず一体化
第31条	図書館等における複製等	コピーサービス、保存のための複製、 国立国会図書館から図書館等・海外施設に対する公衆送信
第32条	引用	論文、読書感想文
第33条	教科用図書への掲載	検定教科書
第33条の2	教科用図書代替教材への掲載等	デジタル教科書（学校教育法等の一部改正による改正）
第33条の3	教科用拡大図書等の作成のための複製等	障害により教科書に掲載された著作物を使用することが困難な児童生徒のための拡大コピー
第34条	学校教育番組の放送	学習指導要領に準拠した放送番組

※ デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定

第35条	学校その他の教育機関における複製等	教材作成, 同時遠隔授業, 反転授業 (平成30年改正部分は未施行)
第36条	試験問題としての複製	入学試験問題, 定期試験問題, 入社試験問題, 資格試験問題
第37条	視覚障害者等のための複製等	
第37条の2	聴覚障害者等のための複製等	
第38条	営利を目的としない上演等	学芸会, 合唱祭, 読み聞かせの会, 図書やCDの貸出し
第39条	時事問題に関する論説の転載等	社説や巻頭言等の利用
第40条	政治上の演説等の利用	所信表明演説, 選挙演説, 行政機関での公開陳述等の利用
第41条	時事の事件の報道のための利用	時事の事件を構成する著作物, 報道に伴って見られ利かれる著作物
第42条	裁判手続等における複製	司法手続の証拠資料, 立法審査のための審議資料, 行政目的の内部資料, 特許審査・薬事審査手続におけるコピー
第42条の2	行政機関情報公開法等による開示のための利用	開示手続
第42条の3	公文書管理法等による保存等のための利用	保存, 公衆への提供・提示
第43条	国立国会図書館法によるインターネット資料及びオンライン資料の収集のための複製	Webサイトの収集

第44条	放送事業者等による一時的固定	放送のための収録
第45条	美術の著作物等の原作品の所有者による展示	美術館による展覧会
第46条	公開の美術の著作物等の利用	公園に設置された彫刻や建築の著作物の利用
第47条	美術の著作物等の展示に伴う複製等	展覧会の鑑賞者用小冊子への掲載, 観覧者用タブレット端末への送信, 展示作品の所在情報提供のための利用
第47条の2	美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等	インターネットオークションへの出品に伴うサムネイルとしての複製
第47条の3	プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等	ソフトウェアのバックアップやバージョンアップ
第47条の4	電子計算機における著作物の利用に付随する利用等 (※)	従来の「電子計算機におけるキャッシュのための複製」「サーバー管理者による送信障害防止等のための複製」「ネットワークでの情報提供準備に必要な情報処理のための複製等」「複製機器の保守・修理のための一時的複製」「複製機器の交換のための一時的複製」「サーバの滅失等に備えたバックアップのための複製」の規定を, キャッシュ関係とバックアップ関係に整理して一体化
第47条の5	電子計算機による情報処理及びその結果の提供に付随する軽微利用等 (※)	従来の「インターネット情報検索のための複製等」に「その他の新たなニーズに関わる利用」を加えて一体化
第47条の6	翻訳, 翻案等による利用	権利制限により著作物が利用できる場合の翻訳・翻案
第47条の7	複製権の制限により作成された複製物の譲渡	適法な複製物の譲渡

※ デジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定

社会的意義・公益性等

【第1層】

権利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型

著作物を享受（鑑賞等）する目的で利用しない場合

（例）

- コンピュータの内部処理のみに供されるコピー等
- セキュリティ確保のためのソフトウェアの調査解析等

第30条の4
第47条の4

【第2層】

権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型

新たな情報・知見を創出するサービスの提供に付随して、著作物を軽微な形で利用する場合

（例）

- 所在検索サービス
- 情報解析サービス

第47条の5

【第3層】

著作物の市場と衝突する可能性があるが、公益的政策実現のために著作物の利用の促進が期待される行為類型

教育

障害者

図書館

報道

引用

私的使用

その他

権利者の利益を不当に害する領域

権利者に及ぶ不利益